

## 令和7年度 山梨県水防計画の改正について

### ○目的

この計画は、水防法第7条第1項の規定に基づき水防事業の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とするものである。

### ○昨年度からの主な変更点

#### 【山梨県防災会議水防部会 委員】

- ・委員2名と専門委員2名が変更

#### 【国関係】

- ・河川改修等による重要水防箇所への追加・解除（新旧対照表附表 P9～45）
- ・洪水予報の伝達経路および手段、発表形式の変更  
（新旧対照表本編 P7～9、附表 P59～67）

#### 【気象台関係】

- ・大雨・洪水注意報、警報、特別警報の発令基準の変更  
（新旧対照表附表 P54～57）
- ・洪水予報の伝達経路および手段、発表形式の変更  
（新旧対照表本編 P7～9、附表 P59～67）

#### 【県関係】

- ・中小河川の洪水浸水想定区域指定河川の追加（新旧対照表本編 P18～27）
- ・危機管理型水位計・河川監視カメラの設置箇所の追加  
（新旧対照表附表 P68～69、附表 P71）
- ・土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定箇所の追加及び解除  
（新旧対照表附表 P46～53）
- ・異常気象時における道路通行規制区間及び基準の変更  
（新旧対照表附表 P95～97）

#### 【その他】

- ・組織改編による組織名および連絡先等の変更